

大分県政務活動費の交付に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、大分県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、大分県議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第2条 政務活動費は、会派が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（政務活動費の交付対象）

第3条 政務活動費は、大分県議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し交付する。

（政務活動費の額等）

第4条 政務活動費の額は、1月につき、30万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員の数とする。

3 各会派の所属議員の数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

（会派の届出）

第5条 議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、当該代表者は、会派結成届を議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、会派結成届の内容に異動が生じたときは、会派異動届を議長に提出しなければならない。

3 会派の代表者は、会派を解散したときは、会派解散届を議長に提出しなければならない。

（知事への通知）

第6条 議長は、毎年度4月1日における会派の状況について、同月5日までに知事に通知しなければならない。

2 議長は、会派結成届、会派異動届又は会派解散届が提出されたときは、速やかに知事

に通知しなければならない。

(政務活動費の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による通知に係る会派について、政務活動費の交付の決定(変更の決定を含む。)を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、毎月10日までに、当該月分の政務活動費の交付を知事に請求するものとする。

2 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(収支報告書)

第9条 会派の代表者は、毎年度4月30日までに、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、別記様式により議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書には、当該報告書に記載された政務活動費に係る支出について、その内容を証すべき会計帳簿、調査研究報告書及び領収書(以下「会計帳簿等」という。)の写しを添付するものとする。ただし、領収書を徴することが困難と認められる場合には、議長が別に定める書類をもって代えることができる。

3 会派の代表者は、会派が解散した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が解散した日の属する月までの収支報告書及び会計帳簿等の写しを、別記様式により解散した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

4 議長は、前3項の規定により収支報告書及び会計帳簿等の写しが提出されたときは、収支報告書の写しを知事に送付する。

(政務活動費の返還)

第10条 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において行った支出(第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除してなお残余があるときは、当該残余の額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第11条 第9条の規定により提出された収支報告書及び会計帳簿等の写しは、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書及び会計帳簿等の写しの閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の規定による請求があった場合において、会計帳簿等の写しに、以下の各号に定める情報が記録されているときは、その部分を除き請求者の閲覧に供するもの

とする。

- 一 大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第7条各号に掲げる情報
- 二 会派の活動に関する情報であつて、公にすることにより、会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- 三 その他前二号に類するものとして議長が別に定める情報

（透明性の確保）

第12条 議長は、収支報告書及び会計帳簿等の写しについて必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の大分県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付されたこの条例の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第4条の規定により提出されている会派の届出は、この条例による改正後の第5条の規定により提出された会派の届出とみなす。

別表（第2条関係）

経 費	内 容
調 査 研 究 費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究（視察を含む。）並びに調査委託に要する経費
研 修 費	会派が行う研修会、講演会の実施（共同開催を含む。）に必要な経費並びに他団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	会派における各種会議、住民相談会等に要する経費及び他団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	会派が行う活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別記様式（第9条関係）（その1）

年 月 日

大分県議会議長 殿

会派名
代表者



年度政務活動費に係る収支報告について

大分県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項（第3項）に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

(その2)

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収 入

項 目	収 入 額 (円)	備 考
政 務 活 動 費		
雑 入		
合 計		

2 支 出

項 目	支 出 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
要 請 陳 情 等 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 額

_____ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。